

る許容限度の4分の1を超えない自動車で省令で定めるものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第129条の5及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、100分の1.5を控除した率とする。

附則第12条第9項中「又は第5項」を「、第4項又は第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条に次の1項を加える。

- 9 道路運送車両法第41条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で施行令で定めるものの取得（第3項、第4項又は第6項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に行われたときに限り、第129条の5及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1を控除した率とする。

附則第13条第2項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第146条の改正規定 平成15年4月16日

（2） 第65条及び附則第8条の2の改正規定並びに附則第3項、第4項及び第6項から第10項までの規定 平成15年7月1日

（3） 附則第9条第1項の改正規定及び同条第2項の改正規定（「附則第12条第5項」を「附則第12条第6項」に改める部分を除く。）並びに附則第12項の規定 平成16年4月1日

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の2の規定は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 3 平成15年7月1日（次項及び第6項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 4 指定日前に熊本県税条例第64条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第64条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第10項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を指定日に県の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

（1） 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき101円

（2） 新条例附則第8条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき48円

- 5 前項の規定による県たばこ税の賦課徴収に関する事務（第10項に規定する当該県たばこ税額に相当する金額の控除又は還付に関する事務を除く。）は、新条例第3条第2項に規定する県たばこ税の賦課徴収に関する事務から除く。この場合において、前項の規定による県たばこ税の賦課徴収に関する事務に係る課税地は、前項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地とする。

- 6 第4項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第66号。第10項において「省令」という。）で定める申告書を指定日から起算して1月以内に課税地の地域振興局長又は熊本県税事務所長（次項において「地域振興局長等」という。）に提出しなければならない。

- 7 第4項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）附則第14条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、課税地の地域振興局長等に提出されたものとみなす。